

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

令和6年2月1日

石巻市長 齋藤正美



記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 石巻市学校給食費徴収管理システム構築及び保守委託業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書及び要件定義書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和12年3月31日まで。ただし、本システムの稼動日は、別紙仕様書のとおりとする。
- (4) 入札方法 制限付き一般競争入札（入札前資格審査型）
※非参集型入札（別紙「入札の手続きについて」を参照すること。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札参加申請書の提出日において、次に掲げる全ての要件を満たしている者であること。
 - ア 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿の「役務提供（システム開発・保守）」に登録されている者
 - イ 学校給食費徴収管理システムについて、過去10年間（平成25年4月1日から令和5年3月31日まで）に、学校給食対象者数8,000人以上の地方公共団体に対して、給食費徴収額の決定、徴収及び滞納の管理に関するシステム構築を単独企業かつ元請けとして受注し、かつ1年以上のサポート保守の実績を有する者
 - ウ 2者以上の事業者で構成された共同企業体ではないこと。
- (2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。
 - ア 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書に関して、入札参加資格を有する要件を満たさない者
 - イ 令第167条の4に規定する者
 - ウ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項まで

の規定による指名回避を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

カ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者

キ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適當な相手方に該当するおそれがある者

3 入札の日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
仕様書及び要件定義書の閲覧	令和6年2月 1日（木）から 令和6年2月19日（月）まで	ホームページ上に掲載
質問の受付	令和6年2月 1日（木）から 令和6年2月 6日（火）まで	教育委員会学校管理課給食係 （FAX可）最終日は正午まで ※メール本文に、業務名、商号 又は名称、代表者名及び質問者 名を記載し、質問をすることが できる。
回答書の閲覧	令和6年2月 8日（木）から 令和6年2月19日（月）まで	ホームページ上に掲載
入札前資格審査用一般競争入札参加申請書の提出期限	令和6年2月13日（火） 午後5時必着 郵送による詳細は、後記4を参照のこと。	教育委員会学校管理課給食係 ※郵便の場合は、「一般書留」又は「簡易書留」とすること。
入札参加資格審査結果通知	令和6年2月15日（木）	電子メール又はファクシミリによる通知
入札書提出期限	令和6年2月19日（月） 午後5時必着（郵便又は窓口持参による。）	教育委員会学校管理課給食係 ※郵便の場合は、「一般書留」又は「簡易書留」とすること。

開札日(入札日)	令和6年2月20日(火) 午前9時	教育委員会学校管理課給食係
----------	----------------------	---------------

(注) 入札公告の開始日から質問への回答の閲覧開始日までの期間内に、仕様書及び要件定義書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札に参加する者は、閲覧図書等で仕様書及び要件定義書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書を提出すること。

4 入札参加申請

本公告に示した入札に参加しようとする者は、前記3に示す期限・場所等を厳守し、以下の書類(1)～(3)各1部を郵送(「一般書留」又は「簡易書留」に限る。以下同じ。)若しくは学校管理課窓口持参へ提出し、資格審査を受けなければならない。

なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出に係る費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- (1) 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書 (様式第1号)
- (2) 類似業務の受託実績調書 (様式第2号)
- (3) 前記(2)に係る業務の受注を示す契約書及び仕様書等の写し

5 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果通知書(様式第7号)により通知する。

なお、この通知は、電子メール又はファクシミリにより行う。

6 質疑応答

(1) 質疑の提出

前記3に示す期日までに様式第3号質疑応答書により電子メール又はファクシミリにより行うこと。

なお、電話及び口頭による質問には一切応じない。

提出先 教育委員会学校管理課給食係

電子メール: isbdedsdsa@city.ishinomaki.lg.jp

FAX: 0225-22-5160

(2) 質疑への回答

前記3に示す期日に石巻市ホームページに掲載する。

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

8 業務委託費内訳書の提出

- (1) 初度の入札の際、入札書に記載されている金額と一致している業務委託費内訳書

を提出すること。

- (2) 内訳書の様式は自由であるが、委託業務名、商号又は名称を明記し、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。
- (3) 業務委託費内訳書は、返戻しない。
- (4) 積算内訳書の提出がない場合又は一式などの表示で数量、単価が不明なものについては、その者のした入札は無効とする。

9 最低制限価格 設定しない。

10 入札の回数

- (1) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、ファクシミリにより再度入札を行うものとし、再度入札の回数は1回とする。
- (2) 初度の入札で無効となった者は、再度の入札に参加することはできない。
- (3) 再度の入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約のための見積り合わせを行う。

11 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書又は入札参加資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 入札時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に掲げる者のした入札
- (4) 金額その他重要事項の記載が不明確（修正可能な筆記用具の使用等）な入札

12 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格以下で、かつ最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者は見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を、消費税及び地方消費税に係る免税業者は見積もった契約希望金額から当該金額の課税部分に係る消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を、それぞれ入札書に記載すること。

1 3 入札結果の通知

本入札の結果が確定した場合は、その結果を電子メール等で入札参加者へ通知する。

1 4 契約保証金に関する事項

契約規則第 2 5 条及び第 2 6 条の規定による。

1 5 注意事項

- (1) 入札を実施するのは本人のみとし、代理人による入札は認めない。
- (2) 前記 3 の提出期限に間に合わないときは、失格とする。
- (3) 提出済みの入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

1 6 その他

- (1) この制限付き一般競争入札については、石巻市制限付き一般競争入札実施要綱(平成 2 0 年石巻市告示第 1 2 5 号)を準用する。
- (2) 石巻市建設工事等競争入札参加心得(平成 1 7 年石巻市告示第 1 8 9 号)を遵守すること。

https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/3449/03nyuusatukokoro_r50401.pdf

- (3) 落札者は、この業務に係る委託契約を締結した後において、入札が契約規則第 1 3 条第 4 号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の 1 0 0 分の 2 0 に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (4) 実際に生じた本市の損害額が前記(2)の規定による損害賠償金を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げない。

また、本規定は前記(2)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後においても適用する。

- (5) 詳細又は不明な点については、石巻市教育委員会学校管理課に照会のこと。

電話：0225-95-1111 (内線 5037)

F A X：0225-22-5160

E-mail：isbdedsdsa@city.ishinomaki.lg.jp